

規 約

第1条 «名称および運営会社»

1本スクールの名称は「Perugia Calcio Japan Soccer School」(以下本スクール)と称します。

2本スクールはPerugia Calcio Japan株式会社が運営いたします。

第2条 «目的»

本スクールではサッカーの技術はもちろん、礼儀やマナーを指導いたします。またサッカーを通して仲間や家族の繋がりや出会いを大切にできる人間としての成長のサポートしサッカーの楽しさ、体を動かす事の素晴らしさを伝えていく事を目的とします。

第3条 «入会資格及び入会手続き»

本スクールの入会資格は幼稚園児から小学6年生までとし、スポーツを行うのに心身共に健康な状態にあり、保護者共々本規約に準ずる事を承諾した上で同意し、遵守できる方とします。また、本スクールが定める入会手続き(入会申込書の提出・入会金・年会費・スポーツ安全保険費・月会費)を完了した方は本スクール会員となり本スクールを受講する事ができます。

第4条 «クラス区分»

本スクールでは年齢・学年・発育発達に適したと考えるクラスに区分しています。各クラスに応じた指導内容でおこないます。

第5章 «会費の納入»

1本スクール受講するにあたり、入会金・年会費・月会費・スポーツ安全保険費が必要となります。

2本スクールの年度の期間は4月1日から翌年の3月末日までと致します。

3入会申込後、入会月の前月末日までに、前項の納入手続きが行われない場合は入会を喪失する場合があります。

第6条 «傷害保険への加入»

1会員は本スクール入会時に「スポーツ安全保険」に加入することと致します。

2本スクール活動中に発生したケガおよび事故に関しては「スポーツ安全保険」の補償範囲内で賠償いたします。

第7条 «登録内容の変更»

入会申込書の記載内容から変更があった場合は、ただちにお知らせ下さい。

第8条 «開催日及び期間»

1本スクールはやむを得ない事情により定めた日程を中止・変更する場合があります。

第9条 «退会および休会»

1会員が個々の事情により本スクールを退会・休会する場合は、希望月の前月10日までスタッフにお伝え下さい。

正式な申し出がない場合は通常通り受講料をいただきます。
2申し出が10日を過ぎた場合は翌月の受講料をいただきます。
3休会する期間の受講料は1か月2,000円をいただきます。
4一度退会し再度入会する場合は、新規入会手続きとなります。

第10条 《個人情報の取り扱い》

本スクールは関係各法令を遵守し、別に定める「個人情報の取り扱い」に基づいて厳正な取扱いをいたします。

第11条 《中止等の連絡》

スクールを中止する場合はスクール開始約1時間前に決定し、ペルージャジャパン公式Twitterにてご連絡いたします。

メールによる連絡は通信事情により通知の遅れや、アドレス変更の告知がない場合のメール不通、登録されている電話番号への連絡の不通の場合は免責とします。

第12条 《予備日》

天候不良による中止、不慮の事態による中止、本スクールの事情による休講の場合は代替日を設け振替えいたします。

代替日はスクールを3期間に分けスクール中止3回につき1回の代替日を設け実施いたします。

期間は次の通りとします、4月~7月の間の中止の場合は8月実施、8月~11月の間の中止の場合は12月末もしくは1月初めに実施、12月~3月は3月末に実施いたします。原則として期間内の中止回数とし期間をまたいでの中止回数での代替えはいたしません。また、グラウンドの空き状況により、代替日の曜日、場所など上記に定めた時期や通常スクールの曜日・時間など異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

第13条 《閉鎖》

天災地変、社会情勢の変化、利用施設側のグラウンド運営撤退、その他通常スクール運営の継続が困難な事由が発生した場合、本スクールは閉鎖する場合があります。

第14条 《負傷時の処置及び免責事項》

1会員が本スクール活動中に負傷した場合、本スクールスタッフが応急処置いたします。その後の救急車両の手配、病院への移送等を行い、保護者の方へご連絡いたします。

2ケガ、後遺症等に関する補償は加入の「スポーツ安全保険」の適用範囲内で行います。

3本スクール活動以外でのケガ及び事故、本スクール管理下にあってもスタッフの指示に従わず被ったケガ及び事故に対して、また盗難等に対する賠償には一切応じませんのであらかじめご了承ください。またお子様へのご指導もお願いいたします。

第15条 《肖像権の管理》

スクール活動風景を撮影した写真及び映像を、本スクールまたは本スクールが指定した法人がプロモーションとして使用することがあります。その際の全ての肖像権に関しては本スクールが所有いたします。

第16条 《その他遵守事項》

会員および保護者は本規約以外にもスクールで定める注意事項、利用施設が定める注意事項を遵守してください。

第17条 《除名》

本スクール会員として相応ふさわしくないと判断した場合本スクールは対象の会員を除名することがあります。

その際、会費等に関わるいっさいの返金には応じません。

第18条 《細則・雑則》

本規約に定めない事項および運営上必要な細則・雑則は、事務局を通じて別途定めます。

第19条 《施行》

本規約は2012年度8月1日より施行するものとします。